

つくば市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年7月改訂

つくば市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けてつくば市では、平成 24 年 7 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「つくば市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所土浦国道出張所
- ・ 茨城県土浦土木事務所
- ・ つくば警察署
- ・ つくば市校長会
- ・ つくば市 P T A 連絡協議会
- ・ つくば市建設部防犯交通安全課
- ・ つくば市建設部道路計画課
- ・ つくば市建設部道路整備課
- ・ つくば市建設部道路管理課
- ・ つくば市教育局学務課
- ・ つくば市教育局学び推進課
- ・ つくば市こども部こども育成課

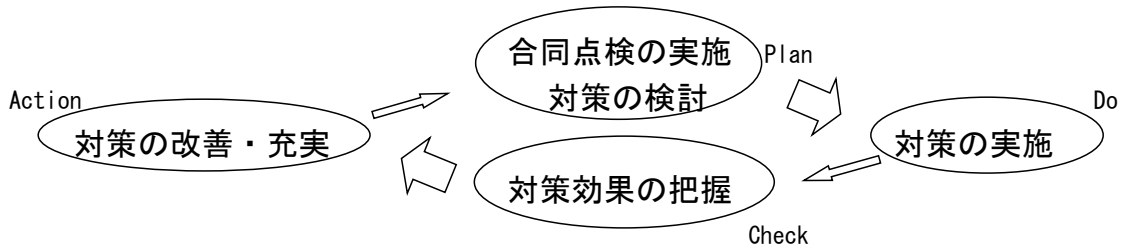
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路安全確保のためのP D C Aサイクル」



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

市内の小学校、中学校及び義務教育学校を学園又は義務教育学校ごとのグループに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。

実施時期は、毎年、通学路安全推進会議において決めます。

効率的かつ効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、合同点検箇所を設定し実施します。

イ 合同点検の体制

学園ごとに、教育委員会、学校、PTA、警察、国・県・市の道路管理者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、小学校、中学校又は義務教育学校を通じて対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表の公表

社会資本整備総合交付金など、補助金を使用し長期的な工事期間を必要とする対策内容については、別添の対策一覧表を公表します。

【対策一覧表】

別添 対策一覧表

5 学校ごとの点検結果の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するためにホームページに公表します。また、過年度の点検結果において、対策内容を検討中と記載した箇所については、その後の進捗状況を調査し、更新した内容をホームページに公表します。